



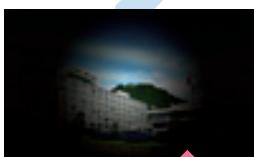
ロービジョンケアで困難軽減

～見えにくさを感じたら相談を～

ロービジョンの人の見え方はさまざま

視野狭窄

視野が狭く、周囲の様子を把握しにくい



まぶしさ

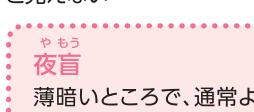
まぶしさを強く感じ、はっきりと見えない



もとの風景

中心暗点

中心部が見えていないので、見たいものがはっきりと見えない



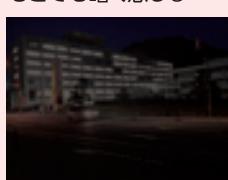
コントラスト

色を区別しにくい



やもう 夜盲

薄暗いところで、通常よりもとても暗く感じる



もとの風景

補助具の例



目の病気で視力が低下したり、視野が狭くなったりするなど、見え方に何らかの支障がある状態を「ロービジョン」といいます。

公益社団法人日本眼科医会が2009年に公表した推定値によると、国内の視覚障がい者約164万人のうち、ロービジョンの人は約145万人。視野が極端に狭い、まぶしさを強く感じる、逆にとても暗く感じる、色の区別がしつよいなど、症状はさまざま

目に現れます（左記参照）。中にはこれらの症状が複数重なる人も。見え方に困難が生じると、日常生活、学習、仕事などに支障を来すだけでなく、不安な気持ちになります。

そんな不安や困り事は抱え込まないで。見えにくさを感じても、視覚補助具の活用や訓練・支援などのロービジョンケアにより、日常生活の困難を軽くできます。まずは、下記窓口やロービジョン外来にご相談ください。

視覚に関する悩みの相談

目が見えない・見えにくい人、その家族や支援者を対象に、医療、福祉、教育、就労、生活などの相談を受け付けています。

身体障害者手帳の有無を問わず、見ることに不自由を感じている人であれば誰でも利用できます。

相談窓口

東部 鳥取県視覚障がい者東部支援センター

☎ 0857-32-8015 ☎ 0857-32-8018

中部 鳥取県視覚障がい者中部支援センター

☎ 0858-27-1654 ☎ 0858-27-1885

西部 鳥取県視覚障がい者支援センター

☎ 0859-46-0778 ☎ 0859-22-7688

ロービジョン外来

鳥取大学医学部附属病院眼科にロービジョン外来が設置されました。視覚機能に応じた視覚補助具の選定・訓練、困り事へのアドバイスなどを受けることができます。

当事者の期待の声

「ロービジョンケアが命を救ってくれ、生きる希望が湧いた」

「ロービジョンへの理解と支援が広がることで、不安が希望に変わります」



設置日／毎週月曜日午後

窓口 鳥取大学医学部附属病院眼科（米子市西町）

☎ 0859-38-6612 ☎ 0859-38-6610



問 県庁障がい福祉課

☎ 0857-26-7201 ☎ 0857-26-8136

✉ shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp

▪余裕持ち、ルール守って

～車の運転、連休中は特に注意～

車で出掛ける時に気を付けること

■ 運転前に

- テレビやインターネットを使い、事前に渋滞や迂回路の情報を把握する
- ゆとりある計画を立てる



■ 運転中に

- 十分な車間距離を保つ
- 脇見をしない
- 適度な休憩を取る



■ 搭乗者の安全のために

- 全ての座席でシートベルトを着用する
- チャイルドシートを適切に使用する



この期間は、行楽地周辺や幹線道路などに、観光・帰省のために県内外の車が一気に増加。渋滞の発生はもちろん、不慣れな道での運転に戸惑うドライバーの挙動に驚き、慌てることも。出掛ける前に道路情報を集め、早めに

ゴールデンウイークは、普段より交通量が増え、車の事故が発生しやすくなります。ドライバーは、交通ルールを順守し、マナー良く、安全運転をしてください。

一方、高速道路では、合流時に十分に加速。車線変更や右左折は方向指示器で早めに周囲へ意思表示を。

また、一般道・高速道を問わず、全座席でシートベルトを着用させることは運転者の義務です。見落としがちな後部座席も確認を。乳幼児にはチャイルドシートを使用し、家族や友人など同乗者の命を守りましょう。



問 県警察本部交通企画課
☎ 0857-23-0110(代表)

▪衛生管理、より効果的に

～ハサップ～HACCPで「食の安全」確保～

HACCPについて

Hazard Analysis Critical Control Pointの頭文字から取ったもので「危害分析重要管理点」と訳されています。

HACCPと従来方式の比較



鳥取県HACCP適合施設制度・認定施設



2019年2月15日現在の認定数83
<https://www.pref.tottori.lg.jp/42020.htm>

県は、食品を取り扱う工場や施設などで、HACCPを導入する施設を認定し、より安全な製造・調理に取り組む事業者を応援しています。HACCPとは、国際的に推奨されている食品の衛生管理の方法の一つ。問題のある製品の出荷を防ぐシステムです。国内でも2020年には、食品を扱う全ての事業者に、HACCPに沿った衛生管理が求められます。

この方法ではまず、製造・加工工程での細菌汚染や異物混入の危険性を把握。その上で、加熱・冷却時の温度や時間、異物の有無など連続して監視・記録し、製品になる前に異常を検出する。最終品の一部を検査する従来の方法に比べ、効果的に安全を確保できます。

HACCPを導入し、認定された施設は、県ホームページで公表。さらに、認定品には認定マークを付け、安全性を消費者にPRできます。



問 県庁くらしの安心推進課
☎ 0857-26-7284 ☎ 0857-26-8171
問 中部総合事務所生活環境局
☎ 0858-23-3117 ☎ 0858-23-3266
問 西部総合事務所生活環境局
☎ 0859-31-9321 ☎ 0859-31-9333